る特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

(5)～(7)　（略）

ハ　（略）

附　則

この省令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、公示する。

平成三十年五月三十一日

総務大臣　野田　聖子

一　登録証明機関の名称及び住所

一般財団法人電気通信端末機器審査協会

東京都港区元赤坂一丁目一番五号

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項第三号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

東京都港区元赤坂一丁目一番五号

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成三十年四月一日

○外務省告示第百九十三号

1　平成三十年五月十六日に東京で、航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

2　協定（平成九年条約第十一号）の題名の日本語文について、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に改める。

3　同協定の日本語文について、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に、「ヘーグ」を「ハーグ」に、「ポート・モレスビー」を「ポートモレスビー」に改める。

4　同協定に関連する平成九年三月十日付けの交換公文の日本語文について、「パプア・ニューギニア」を「パプアニューギニア」に、「ポート・モレスビー」を「ポートモレスビー」に改める。

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百九十七年三月十日にポートモレスビーで署名された航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従い、二千十七年四月二十六日に台北において日本国及びパプアニューギニアの航空当局の間で行われた協議に言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の協議において到達した合意及び協定第十六条3の規定に従い、協定の現行の付表を次のとおり改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　東京―ミクロネシア連邦内の二地点―パプアニューギニア内の地点―以遠の二地点

(b)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点―パプアニューギニア内の地点―以遠の地点

(c)　パプアニューギニア内の地点―日本国内の地点―中間の地点―パプアニューギニア内の地点―以遠の地点

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

パプアニューギニアの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　パプアニューギニア内の地点―ミクロネシア連邦内の二地点―東京

(b)　パプアニューギニア内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点

(c)　パプアニューギニア内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点

注　パプアニューギニアの一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の取極をパプアニューギニア政府に代わって確認する閣下の返簡が両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年五月十六日に東京で

日本国外務大臣　河野太郎

パプアニューギニア

外務貿易大臣　リムビンク・パト閣下

（パプアニューギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡に言及する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の提案がパプアニューギニア政府にとって受諾し得るものであることをパプアニューギニア政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年五月十六日に東京で

パプアニューギニア

外務貿易大臣　リムビンク・パト

日本国外務大臣　河野太郎閣下

○外務省告示第百九十四号

平成三十年五月十六日に東京で、ホニアラ国際空港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ホニアラ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十三億六千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十七年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　河野太郎外務大臣

ソロモン側　ミルナー・トザカ外務・外国貿易大臣

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百九十五号

平成三十年五月十六日に東京で、全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億三千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年四月三十日

4　署名者

日　本　側　中根一幸外務副大臣

トンガ側　セミシ・キオア・ラフ・シカ副首相兼社会基盤・観光大臣

平成三十年五月三十一日

外務大臣　河野　太郎